

1. 件名

原子燃料工業(株)熊取事業所における加工施設の設計及び工事の計画の
認可申請に関する面談(4-6)

2. 日時

令和3年1月8日(金) 13時00分～14時40分

3. 場所

原子力規制庁 10階会議室(TV会議により実施)

4. 出席者

原子力規制庁

原子力規制部 核燃料施設審査部門

小澤安全管理調査官、永井主任安全審査官、武田専門職、吉村技術
参与

原子力規制部 専門検査部門

清水専門職

原子燃料工業株式会社

品質管理室 室長

熊取事業所 担当部長 他9名

5. 自動文字起こし結果

別紙のとおり

※音声認識ソフトによる自動文字起こしによるものであり、誤りを含む
場合があります。

6. 配布資料

資料1: 熊取事業所第4次設工認 コメント対応整理表

時間	自動文字起こし結果
0:00:03	原子力規制庁の武田です。
0:00:06	それではただいまから、原子燃料工業株式会社熊取事業所との面談を開始します。
0:00:14	本日の面談は令和2年8月27日付で申請があり、
0:00:20	同年10月29日付で一部補正があった原子燃料工業株式会社熊取事業所の第4次設工認につきまして、補正申請書をもとに事実確認を行うものであります。
0:00:36	議事内容としましては、12月16日に現地確認に行った際に、こちらから差しあげた事実確認のコメントに対しての対応についての事実確認。
0:00:51	そして12月24日の面談でコメントした内容についての対応、これについての事実確認、その他という流れになります。
0:01:01	それでは順番に進めていきます。
0:01:06	はい、原子力規制庁ナガイです。それでは最初にですね、この回答という全般について、ちょっとお伝えします、したい点が6点ほどありますので、ありますんでこれはこの後、いろいろ事実確認する個々の内容を
0:01:26	横断して、いろいろ審査会合以降ですね面談とか現地確認で気づいた共通するあの点となりますので、をお伝えします。一つ目なんですけど、主要寸法、図面等に記載する主要寸法については、
0:01:45	建物構築物とか設備機器ですね、これら総称して機器等々言いますけれども、の概略を示す縦横高さ
0:01:56	等の寸法のほかに機器等に求められる安全機能に応じて位置構造強度、機能性能等に必要な寸法なり設定値も含むんですけども、
0:02:12	を記載するようにしてください。申請書の図面には認可を受けようとする機器等の実際の寸法を記載してください。評価のために、位置とか寸法等記載した図面、
0:02:31	はですね、添付説明書のこれ現在基本方針書になっておりますが、に添付して認可を受けようとする機器等の構造強度に対して保守的な評価をしていると。
0:02:46	いうことを必ず説明するようにしてください。
0:02:50	三つ目なんですけど、認可を受けようとする機器等の構造とか強度ですね材料寸法で工事を伴う場合はですね使用表の変更内容欄に工事概要を記載して、
0:03:05	それから、図面等で工事箇所がわかるように記載してください。で工事を伴う認可を申請する場合には、あわせて工事の方法が技術基準に適合していることを
0:03:21	工事内容を踏まえて記載するようにしてください。

0:03:25	それから四つ目です。警報とかインターロックの設定値、これは今回ないかもしれないかもしれませんが、こういう警報の設定値については、
0:03:40	その上限値または下限値であることを明確にするために〇〇以上とか〇〇以下というふうに記載してください。
0:03:51	また検出端から作動端までの機器を含むインターロックのブロック線図ですね、添付してください。
0:04:03	で、安全機能を有する施設の認可申請は系統構成を考慮して、可能な限り、1回で申請するという事を考えてください。工事の工程等をやむを得ず分割する場合には、
0:04:22	既認可の範囲、それから今回の申請範囲は次回以降の申請範囲を明確にしてください。この場合ですね、現在のいろいろ回答書のほうで色分けで書いてあるんですが、
0:04:37	コントラストというか色が水色と会うとかで非常に識別しづらい状況になっておりますので、色分けではなく、可能な限り線の種類であるとか、明確に識別できる線の太さ
0:04:53	それから網掛け等ですね、工夫して識別をするようにしてください。
0:05:00	最後に六つ目ですが、設工認申請書にこれまでもそうですし、現在も記載漏れが多数あります。で、安全機能を有する機器等については求められる安全機能に応じて位置構造強度、
0:05:18	それから、機能性能を漏れなく記載して補正するようにしてください。この際ですね、認可申請書に記載した。
0:05:28	あ、ごめんなさい、この際はですね、許可申請書に記載した基本的設計方針に基づき、機器等が設計されていることをこの添付説明書、これ基本方針書で説明をするようにしてください。
0:05:44	以上の点を踏まえてこの後、事実確認をしていって最後に品質管理とか設工認の申請を取りまとめている方にもう一度確認をさせていただきます。
0:05:59	全体を通した連絡事項は以上になります。
0:06:07	原燃エフジワラです。今の御指摘の点承知いたしました。
0:06:30	原子力規制庁の武田でございます。それではですね、私の方からコメント対応整理表として、コメント内容とその回答について回答いただいておりますので、
0:06:44	それに基づいて更問いということで確認をさせていただきます。
0:06:51	確認する内容にちょっと確認する内容につきましてではですね、今回口頭での説明は特に求めませんので、後日紙面で回答いただければと思います。
0:07:06	では順番にですね、確認させていただきます。

0:07:10	まずコメント対応整理票の番号の2-1、そちらⅡ-5に絡む事実確認の内容になります。
0:07:19	臨界評価に必要な設備機器及び遮へい壁の位置ですね、これらの先方明確に記載するようにしてください。
0:07:28	平面上での配置について現状記載がされているんですけども、高さ方向についてもですね、この辺についても、記載が必要であれば、記載をするようにお願いします。
0:07:42	例えば垂れ壁になっている遮へい壁があると思うんですけども、垂れ壁の寸法にも制限があるのであればそういった内容を記載する必要があるという趣旨の確認になります。
0:07:56	というのがまず1点目でございます。
0:07:59	続きまして、コメント回答2のコメント番号2-2。
0:08:05	ここでは、火災区域のP-2-3ですね。
0:08:09	ここの火災区域は第1種管理区域、第2種管理区域と非管理区域を含んでいるんですけども、
0:08:17	各区域の境界が火災により喪失した場合でもとじ込め機能に影響がないこと、これを説明するようにしてください。
0:08:26	こちらについても後日締め回答いただければと思います。
0:08:32	続きましてコメント番号2-3。
0:08:35	境界壁の開口に設ける防火番ですね、この防火場を設けるという回答いただいているんですけども、この防火場にも消火以降があるということなのですが、この消火以降が、火災の発生時の閉じ込み機能確保す。
0:08:55	それような設計とするようにしてください。
0:08:58	また、この防火板を取りつける境界壁ですね、この境界壁にはほかの開口部があると思うんですけども、これらについても火災発生時の閉じ込み機能を確保する設計とするようにしてください。
0:09:13	こちらについても、後日紙面で回答をしてください。
0:09:21	続きまして12月24日のコメント差し上げた内容から確認させていただきます。
0:09:30	コメント番号が、まず3-3からになります。
0:09:39	添付点に、表3-2-1-1、この表の適合性を確認するための施設の欄に適合性を確認する仕様表が現状書かれていると思うんですけど。
0:09:55	使用表に加えて、該当する設計番号ですね、これを記載するようにしてください。

0:10:03	これを記載していただいた上で対応する仕様表と今回借りとする設計番号とが対応が各対応の整合が取り確認できるように、してください。
0:10:19	続きましてですか、コメント番号 3-7 からになります。
0:10:25	内部溢水に対する防護対策につきまして、申請対象の使用については使用表のほうに記載をしていただいて、許可及び技術基準の適合性の考え方ですね、これについては添付説明書のように記載するようにしてください。
0:10:43	現状考え方を仕様表に記載するというふうに回答いただいていますので、このようにちゃんと分けて記載するようにしてください。
0:10:54	続きましてコメント番号が 3-15 になります。
0:10:59	ここでウラン粉末を取り扱う設備機器を設置する火災区画ですね、これがどれが該当するのかというのは、使用表上で明記するようにお願いします。
0:11:11	また難燃性ケーブルを使用する対象の設備機器の仕様点やつが何V以上なのか。
0:11:19	こういった基準も明記するようにしてください。
0:11:26	続きましてコメント番号 3-16 ですね。
0:11:30	第 2 加工棟のF3 竜巻に対する
0:11:35	損傷の程度ですね、これをですね仕様表に記載を、
0:11:39	していただくんですけども、
0:11:42	この第 2 加工棟のF3 竜巻で想定する損傷の程度が事業許可と整合していることを説明してください。
0:11:51	私からの確認事項は以上になります。確認した内容につきましては後日回答をお願いします。
0:12:05	規制庁タケダです。ここまで今コメントを続けて述べさせていただいたんですけど、ここまで書いて確認事項等ございましたらお願いします。
0:12:28	原子燃料工業の岡田です。
0:12:32	今いただいたコメントのちやうの。
0:12:38	3-3 の問いの
0:12:44	県に協賛 2-1-1 の適合性確認するための施設の欄に適合性確認する仕様表に加えて、設計番号を記載して対応する仕様表と整合確認できるようにすることということですけども、
0:13:00	これは設計番号っていうのは設備の管理番号のことでしょうか。
0:13:18	規制庁の武田です。
0:13:21	えーとですね、記載していただきたい内容をちょっと
0:13:24	資料のほうを確認して一緒にできればと思うんですが、補足資料のですねページ通し番号が 27 ページ。

0:13:35	になるんですけども、
0:13:44	場所をご理解いただいているかと思うんですけど、例を言いますと、この表の適合性を確認するための施設の
0:13:56	火災等による損傷の防止、
0:14:00	これを第4次申請括弧本申請で借りるということになっておりまして、第2加工棟の使用表の番号ですね、表は2-1記載いただいているんですけども、
0:14:15	この使用表の中の設計番号っていうのが、例えば火災、
0:14:21	火災で言いますと、
0:14:26	火災の仕様表の
0:14:44	すいません。例えば設計番号、
0:14:48	11.1-F1 ですか、条文と何項目か、そして建物とか設備かというふうな区分で設計番号を振られていると思うんですけど、それを記載していただきたいという意味になります。
0:15:05	というのに御理解いただけたでしょうか。
0:15:10	原子燃料工業の岡田です。その内容を承知いたしました。
0:15:16	原子力規制庁ナガイです。
0:15:18	今の点にちょっと付け加えて言ってんですね、先行申請されて認可された設計とか工事の計画がある場合には、
0:15:31	その本申請のその設計建物側で借りるとした設計と既認可の先行申請された設計とですね、不整合が生じていないと。
0:15:46	ということは、どこまで書くかって言うのはあるんですけども、社内ではきちんと確認した上で、一言ですね、添付説明書のほうに、
0:15:59	記載するようにしてください。
0:16:09	ここ。
0:16:10	原子燃料工業のオカダです。承知いたしました。
0:16:16	規制庁ナガイです。具体的に申し上げますと、例えば臨界で先ほど開口部の寸法の話コメントしましたけれども、前回までにこう臨界の隔離壁については、
0:16:31	ですね、建物側で申請するとしていた場合にですね、今回のその臨界の隔離駅の
0:16:41	構造とか寸法がその以前にその先送りしている。
0:16:47	今回借りると、その設計と不整合が生じていないかという点について、
0:16:55	適用説明の中で、簡単でも結構ですけども、皆さんで確認した内容を記載して説明をするようにしてくださいということでございます。

0:17:39	原子燃料工業フジワラですが、ちょっと一点御確認させていただきたいことがあるんですけどよろしいでしょうか。
0:17:49	規制庁ナガイです。どうぞ。
0:17:51	三つのコメントですけどよろしいですよ、別のところなんですけど、いいですね。
0:17:58	続けてください。一つ目なんですけどあの臨界評価に関してですね、建物の遮へい壁、遮へい壁だと思うんですけど、確認の位置とか寸法、あと、設備の高さ方向というお話ございましたけど、
0:18:17	我々お出してます補足資料ですが、
0:18:22	補足資料の中の通し番号でいきますと、2 ページ目。
0:18:28	これ 1 例だけでございますが、これ設備といいます、それぞれユニット等ですね、ユニットというのは 1 ページ目に示してますユニットを 2 ページ目でここで示しております、それぞれ高さ方向の位置もこちらで示しておるわけなんですけど。
0:18:47	これでは不十分というような今の御指摘なんでしょうか。
0:18:57	原子力規制庁長いです。これはユニットの位置が示されております。で。
0:19:05	これに対して、臨界の隔離壁であれば、
0:19:12	開口部があると思うなり、壁がですね、完全に仕切られていない部分がありますので、ユニットそのものは仮にこのこの位置だとすれば、
0:19:27	これに対して、壁はきちんと
0:19:31	壁っていうのは建物の臨界隔離液がきちんと機能するようにな寸法で設置されていることがわかるように記載してくださいということです。それは建物側の壁の設計、臨界隔離壁の設計
0:19:49	との取り合いになりますので、その部分を、がわかるように記載してくださいということでこの図に記載する、する方法も一つあると思いますけれども、例えば
0:20:03	通し番号で 17 ページ。
0:20:08	ですね。
0:20:09	ここを見ますと、青字に塗ってあってですね臨界隔壁寸法はちょっと言いませんけれども、そこの 7 通りのところに開口部がありますけれども、ここが垂れ壁がどの寸法をどこまで下がっていれば、
0:20:28	臨界安全上のはですね、隔離壁として機能するのかというところの説明を求めるものであります。
0:20:39	よろしいでしょうか。

0:20:43	原子燃料工業フジワラです。評価上、寸法が影響するような場合はそれをきちっと記載し、別に寸法が影響しないような評価をしている場合については不要ということできちっと書かせていただくようにしますけど。
0:21:02	はい、承知しました。はい、原子力規制庁ナガイです。まさにおっしゃる通り求められる安全機能に応じて、
0:21:10	単に開口部の寸法でなくて、臨界隔離壁であれば厚さで材料であるとか、厚さも求められますし、求められる安全機能をよく考えた上で記載してくださいということですねこれはこの壁だけでなく、
0:21:27	15 ページのほうを臨界の領域の図がありますけれども、これも部屋が完全に仕切られていない部分についてどういうふうに
0:21:41	認可を受けようとしているのかということ的概念図もそうなんですけれども、それぞれの設備側のユニットのほうの位置とそれから臨界隔離壁建物側のほうの
0:21:56	その壁それぞれをきちんとする、
0:22:00	必要な寸法を記載した上で、添付の説明書のほうで結構ですけれども、これでちゃんと臨界をの領域を区分することはできますということが必要に応じてそれを補足する図面等を
0:22:16	添付してですね、説明していただきたいとするようにしてください。
0:22:32	原子燃料工業フジワラです。
0:22:35	ご指摘の通り必要に応じまして本文図もしくは添付の方ですね基本方針書のほうで記載させていただきます。はい。
0:22:52	原子力規制庁の永井です。今のところが第 2 核燃料倉庫関係になります。引き続きましてちょっと設備機器関係でいくつか事実確認をさせていただきます。
0:23:19	原子力規制庁の吉村です。
0:23:23	え一つとですね次はちょっとあの閉じ込めて耐震というのは閉じ込めに関連する部分かと思いますが、
0:23:31	コメントの管理番号といいますと 3-22。
0:23:36	の燃料棒解体装置の
0:23:40	ちょっと図面の補正内容について確認させていただいていきたいと思います。
0:23:47	ちょっと今確認数させていただきたいというのは可能であれば今御説明いただければ今御説明いただい
0:23:55	でも結構です。まず
0:23:58	ページで言いますと、
0:24:02	もともと申請その 482 ページに該当しますが、
0:24:07	図面番号添図 2-15-1 の(2)という

0:24:12	ところで燃料棒解体装置に今回ストッパーと。
0:24:18	高さ制限棒を追加することになってます。その説明を 3-20 に展開。
0:24:27	わかりやすくして欲しいということで求めて、
0:24:31	記載への追加で記載いただきました。あと
0:24:35	当制限高さの記載がなかったので今回の記載を、
0:24:40	いただいて下のどの場所が制限されてるかっていう技術ですが一応記載いた だいて、これで結構かと思いますが、ただちょっとこの中で、
0:24:50	その制限高さの高さ制限のやり方についてちょっと確認したい点があるので、 今、今申し上げますと、これは追加していただいていたこの
0:25:05	図面の鳥瞰図のちょうど中央部分にあるとこなんですが、
0:25:11	当ストッパー
0:25:14	6-6 件高さ制限棒というものと、それから、
0:25:20	やはり追加する高さ制限棒 4 っていうものが、
0:25:28	ありましてどの位置で高さ制限するかっていうのが米印で書かれてますが、ま ずこれはどういつの波板を対象に、
0:25:39	からみますと、一段下がった同一の波板に見えますが、
0:25:45	同一波板を対象にしているのかということと、もう一つは、ちょうど高さ制限して いるポイントが、
0:25:54	他の高さ制限棒と違って、
0:25:58	いわゆる
0:26:02	燃料棒に対して平行に全体をカバーするのではなくてピンポイント的に点で高 さ制限を少なめに行っているように見えますが、この辺の違いについてちょっ と説明。
0:26:15	いただければと思います。
0:26:21	原燃工の小野でございます。ただいまの点説明させていただきます。まずあの 高さ制限棒 4 と高さ制限棒 6 のほうはストッパー 6 兼ですけども、こちらのほう は両方等もこちらの比でいくとですね。
0:26:37	図面で夕日この鳥瞰図の左のほうに見ております波板を、の高さを制限する という意味で両方とも波板を高さに対応するものになっております。
0:26:48	ストッパー 6 のほうが、一つは 6 件高さ制限棒のほうですけども、このストッパ の機能に関しては、波板に対してではなくて、この波板に対する等右下のほう ですね、こちらのほうに見えております燃料棒が
0:27:04	この図面上で置く奥行き方向に移動することを止めるという意味でストッパの 機能を有しております。なので

0:27:12	トップとしては燃料棒に対して高さ制限としては、波板に対してということになります。燃料棒に対する高さ制限につきましては、別の高さ制限棒2のところに別途制限もございますので、こちらについての方で燃料棒の高さ制限を行っているというふうな設計となっております。
0:27:35	規制庁のヨシムラです。
0:27:37	ストッパーの位置についてはわかりました。
0:27:42	ただ高さ制限棒例えばですね高させ弁棒2とか3というのは、
0:27:48	燃料棒の束に対して水が直角に水が水平に
0:27:54	全体をカバーする形になってますが、
0:27:59	それと燃料棒ストッパー高さ制限棒ー6
0:28:04	6と正す制限も4っていうのは、
0:28:09	例えば高さ制限4であればこれはあ、
0:28:14	制限棒の垂直方向に高さが書いてあるので、この1点。
0:28:21	全体の高さ制限を行うことはできないんだというふうにちょっと見えますがその点どうなんでしょうか。
0:28:30	原燃工小野でございます。一つ。
0:28:33	高さ制限棒4に関しましては、燃料棒の高さを制限してるというわけではなくて、燃料棒から取り出したペレットを置いてある波板の高さを制限しているものでございますので、波板自体は、面積を持ったものでございますので、
0:28:49	このような形で店で押さえることで、波板を多数積み上げることがないという形で制限をしているものになります。
0:28:59	それ規制庁吉村です。それ以外は燃料棒の例えば2とか43は、燃料棒の束の高さを制限してるといったその高さの考え制限とか考え方がちょっと違うということなんですか。
0:29:15	原燃工小野でございます。すいませんちょっと説明が不足しておりましたけれども、個別に説明しますと、ストッパー2件高さ制限棒にストッパー3件高さ制限棒、こちらは、こちらも燃料棒の高さを制限するものではなくて、
0:29:32	こちらもペレットを乗せた波板の高さを制限するものとなっております。
0:29:36	燃料棒の高さを制限しているのは、
0:29:40	高さ制限棒2
0:29:54	ちょっとすみません高さ制限を2と高さ制限も参加電力の高さを制限しているもので、それ以外の制限棒はすべて波板の高さを制限しているものとなっております。
0:30:05	規制庁ヨシムラです。説明はわかりましたが、この世だけではちょっとわからないのでちょっとその辺を補足してもう少しわかりやすい形に

0:30:15	ちょっと昨日の違いもあるのであれば、それ辺わかりやすいようにちょっと
0:30:20	追記していただくなり修正検討いただければと思います。
0:30:24	原燃エオノでございます。承知いたしましたストッパー或いは高さ制限法の対象が何であるかというところを中期の形で追記させていただきます。
0:30:38	規制庁のヨシムラです。えとじゃ次はちょっと耐震関係ですこれは私の方からコメント等だけ伝えますので、そのように今後の補正なり紙面で回答していただければ結構かと思います。それあの、
0:30:54	3の24のところでは前回真空乾燥真空加熱機の
0:31:02	課題部の耐震評価のほうのモデルの考え方について、
0:31:10	確認させていただきましたが、
0:31:13	今回図面をいただいたのである程度剛であるっていうのはわかりましたが、
0:31:21	ただですね、
0:31:23	これは実は他の事業者さんにもお願いしてるんですが、モデル化の考え方ですね、例えば、
0:31:31	ちょっと今回のように間ですね、やはり梁部材に近いものを剛体として扱うのか梁部材として扱うのか。
0:31:39	その辺のですね解析モデル化の考え方について、
0:31:44	耐震設計の方針書のほうの例えば1.3項に、
0:31:49	いただく等、設備機器の部材強度評価方法っていう項目ありますので、そこに今回例えば剛体として評価したとか、
0:32:00	あとは解析コードを
0:32:06	解析コード上で評価したモデル化して評価したというその辺のモデル化のすみ分けの考え方についてもう少し内容的に補足をお願いしたいと思います。
0:32:17	それから今回の回答の中で、
0:32:20	例えばこのシンク加熱炉架台部は
0:32:25	実際の最高使用温度で評価しましたというようなことが書いてございますが、そのときの、例えば、
0:32:34	つかった鋼材の許容温度とかいったものは、現在つけていただいているF値をベースにしたとした算出の温度ではなく、多分出典がある、あってそこから引き用いた許容温度だと思いますのでその辺の
0:32:52	許容温度、
0:32:54	特に高温常任以外で高温で評価した場合の許容温度その出典について、
0:33:02	今表5という形で材料費をつけていただいておりますがそこに追記していただければと思います。

0:33:09	それから表5に今回使用してる材料のF値が載せられてますがこれについても出典を追加していただければと思います。これについては後日、
0:33:22	書面で修正等に該当していただければと思います。
0:33:36	耐震に関しては以上の点、特にコメントございましたら、
0:33:43	原燃工オノですね、特にコメントございません。
0:33:54	原子力規制庁の永井です。引き続きまして3の25になりますが、ここは補足の資料ですと、98ページ、通し番号ですね、になります。このところは読ませていただいたんですが、
0:34:12	動力の供給が停止した場合にも核燃料物質安全に保持できる構造としているという。
0:34:21	ことは記載がありましてで、そういうことであれば停電時保持
0:34:29	機構が必要な設備ではない。
0:34:33	ということではなくて仕様表に保持機能を有しているということを記載するようにしてください。
0:34:41	これちょっとどっちとも読めるような記載になってるんで。
0:34:47	きちっと整理して、要するに対象なのか対象というか、技術基準の適用を受けるものなのか受けないものなのかということがわかるような記載にしたいと対象になるなら対象となるということで、
0:35:06	明確にするようにしてください。
0:35:09	この点については後日書面ですねこの修正がいずれにしても必要になると思いますので、改めて説明するようにしてください。
0:35:19	それから3-27番になります。これは
0:35:25	本文ですと6ページになるんですが燃料棒を取り扱う設備機器で減速条件を考慮してなくてよいという。
0:35:37	点についてですね、説明を求めた事実確認事項になりますので、その趣旨に対して回答するようにしてください。これもちょっとコメント回答のほうですね。
0:35:52	もう一度趣旨を踏まえて、確認の方をしてください。
0:36:00	それから、3-34。
0:36:05	以上2点なりますけれども、
0:36:09	後日書面で回答するようにしてください。
0:36:16	規制庁の吉村です。
0:36:20	次の確認事項ですから、番号で言いますと3-34 前回3-34。
0:36:27	の燃料集合体保管ラックの。
0:36:32	C型ナンバーワンの
0:36:36	いわゆる固定、

0:36:38	及び耐震上の評価の考え方に関する確認ですが、
0:36:47	これもちょっと今もしわかれば簡単に御説明いただいて、あわせて後日書面でも補正いただければと思いますが、まだ今回回答の中でですね支持架構の中にあるいわゆる
0:37:05	構造ですね、
0:37:07	いわゆる耐震評価の強度部材としたとして評価されている加工の内側の各
0:37:13	保管容器の間に、今、水平部材、
0:37:18	が2段になって
0:37:22	追加されているということが図面上補足いただけてますんで構造的にはわかりました。
0:37:29	評価の考え方としてこの部分に
0:37:36	圧縮荷重しかかからないということで評価、特に
0:37:42	地震力の評価されてないようですが、
0:37:45	構造的には水平荷重が受ける構造だと思います。例えば、
0:37:52	もう2段に入れている、いわゆる小針の部分とかに水平荷重がかかるんじゃないかと思いますが、その辺が今回、
0:38:02	特に考慮する必要ないとした理由については、ちょっと補足していただければと思います。もう一つ
0:38:09	一応今回の図面を追加していただいて、
0:38:15	いわゆる
0:38:19	この断面で、断面で言いますとこれはちょうど
0:38:23	南北方向なんですって南北方向に
0:38:26	実際にはシース梁が2段入ってるというのがわかりましたけど、これ東西方向にも同じような構造に、
0:38:37	やはりが入ってるんでしょうけどちょっと東西方向この断面がないのでわからなかったんで
0:38:44	これを分かっできれば今の図面と同じであれば同じということで違ってれば、
0:38:51	その旨を追加するなりしていただければと思います。
0:38:56	以上です。もし私の今の質問で回答いただける部分があればお願いします。
0:39:05	原燃工の小野でございます。いただいた質問のまず後半の部分ですけども、東西方向にも小梁があるのかという点につきましては当然方向についても同様に小梁が入っております。今回南北方向のものがわかる形でしか図面を追加してごさいませんでしたので、東西方向に回るといことがわかるような図面のほうを追加をさせていただきます。

0:39:27	で言えばその方なんですけれども、こちらの東西南北それぞれに小針が入ってまして、ちょっとこの
0:39:36	通し番号でいうと、
0:39:39	503 ページの
0:39:42	3 ページの 104 ページ、104 ページの右側のほうに、まだ今回 A-A 矢視図という形で直面からの断面図を載せてございます。ちょっとわかりにくいんですけども、それぞれの小針のところにくつつく形で板のようなものが断面図で見えております。
0:40:00	この板の板そのものは、これ針のような形状しているわけでは、ものではなくてですね。ですから広い鋼板のような形をしていて、そのそこに
0:40:12	この集合体の管が入る用の孔が向かれたような形の板材が減っております。
0:40:18	その板材とこの集合体間の
0:40:23	間を固定するように、この図面の左下のほうにくさびとか書いてるものがございまして、それで日林業の位置を調整する形でこの間の方を鋼板に固定をしております。
0:40:36	或いは一応臨界とかの寸法の位置を出すために小針が入っておりますけれども、実際にはそちらの後半のほうで受けておまして、その鋼板自体は
0:40:49	その代替りの外側にあるは両方に結局効力を荷重伝達するだけでございまして、一般に引張というよりはほぼ圧縮しか受けないということで、このような回答としてございます。
0:41:02	私ちょっとわかりにくいという点は確かにその通りですので、その辺りの構造もわかるような形、先ほどの東西方向、南北方向の勾配があるということを含めて、図面のほうをもう少し足して、その辺の構造がわかるような形にさせていただきたいと思っております。
0:41:18	規制庁の吉村です。今
0:41:22	実際に入れなくて鋼板で受けてるっていうのは今の趣旨説明を受けてわかりましたんで、その辺はそういうことがわかる形にちょっと図面の追加修正をお願いしたいと思います。
0:41:35	原燃工オノです。承知いたしました。
0:41:39	原子力規制庁の永井です。今の
0:41:44	事実確認の回答の中であった点について 1 点確認というか、させていただきたいと思っております。んで、通し番号 104 ページの左したなんですけれども、くさびが 2 か所
0:42:00	あってから左側当初この図の左側と下にこれは何だろう。固定金具という方、
0:42:12	支持金具というんですかね、て一まさにこれで厘か良いいの

0:42:21	制限値である。この間隔を維持するために使っている設置しているという目的であればもちろんその耐震という観点もそうなんですけれども、その臨界上ですわね。
0:42:38	この集合体の立地であるとかが規定されておりますので、そこの臨界安全上の観点からも必要な部材であるならば、きちんと
0:42:55	そういうんですか。
0:42:57	単に耐震だけの支持金具というよりは、
0:43:03	臨界の観点であるとか、違う。違うっていうか求められる安全機能に応じて必要な範囲で材料とか寸法と必要であれば記載するようにしてください。
0:43:20	原燃工オノでございます承知いたしました。あとはちょっと補足だけさせていただきまして、このくさびとか、トリガ 2 方向にございまして、これ 2 方向に特に何か変なんですけども、支持金具のようなものがございますけれども、これらの臨界以上の寸法を
0:43:36	出すためにこの金具をつけてるというわけではなくてですね、臨界上の寸法自体は、先ほど申しました鋼板に穴があいているというところで担保されてございまして、こちらのくさびといった部材につきましては、こちらのエース鉛直方向に 4 メーターぐらいある間を垂直を出しながら、しっかりと通している。
0:43:55	行くときに、微調整をしてちゃんと接触を出すためにある製造上のほうに要請から来ているものでございますので、その安全機能、臨界とか、そういったところに関係する部材ではないものでございます。
0:44:09	原子力規制庁ナガイです。今の点は承知しましたので、そういうような観点で最初にも申し上げたんですけれども、求められる安全機能に応じて必要な材料構造する構造材料寸法と、
0:44:24	必要なものは記載してくださいということです、1 から 10 までといったら切りがないんですけれども少なくとも安全機能に寄与しているものの構造については、漏れなく、記載するようの対象としてですわね。
0:44:42	そのをもって求められる安全機能に応じて必要な構造材料共同記載するようにしてください。
0:44:54	原燃工のでございます。承知いたしました。
0:45:22	規制庁小澤です。
0:45:28	ですわね等をちょっと追加で確認したいことがあるんですけれども等ですわね。
0:45:42	2 の 7 番なんですけれども、2 ページ目です。この説明の仕方なんですけど、ええと可燃性ガスを取り扱う設備ではなくまた先ほど高温でもないっていうところのこれ定量的に説明をしていただきたいという点が 1 点と。

0:46:03	あとその下のところですね冷却時間の短縮を図るため、冷却管のチャンバなんですけれども、ここの部分っていうのは、いっすEでの評価等の対象になってるんでしょうか。
0:46:17	ちょっとこの点はちょっと確認をしたいんですけれども、
0:46:23	原子燃料工業の藤原でございます。チャンバ内の水につきましてはですね
0:46:30	当然ながらの溢水の量として、入れておりますんで、許可のほうにもですね一応記載してたかと思うんですが、
0:46:41	添付のほうのですね、リストのほうに挙げております。以上です。
0:46:49	規制庁小澤です。冷却管の水量も含めて記載されているということであれば了解ですので
0:46:59	一応確認をしていただいた上で記載しているということであれば結構です。
0:47:07	それとですね。
0:47:14	3の28です。
0:47:19	一番最後のところになお書き以降なんですけど、ウラン粉末を扱う設備のある火災区域以外の火災区域においてソフト対応として、ケーブル難燃化を実施するって言うてるのこれってどういう意味なのか理解できないんですけれども、
0:47:37	趣旨を御説明いただけますでしょうか。
0:47:50	原子燃料工業でございます少々お待ちください。
0:48:28	はい。
0:48:29	原燃工小野でございます。
0:48:32	こちらのほうは設工認対象設備があります施設工認対象設備ないものもございまして、あとは許可としての要件でもないところがございまして、可能な範囲で準じ保全の一環として、難燃化を進めていくという意味でソフト対応という形で記載をしております。
0:48:55	規制庁小澤です。趣旨は理解しました。ただケーブルの難燃化ってソフト対応ではないから、ちょっと記載は工夫考え等、趣旨はわかりますけれども、適正つう適正化された方がよろしいと思います。
0:49:13	それと3-30ですけれども、
0:49:18	はい、初めの1行目のところなんですけれども、
0:49:25	これ人の安全に著しい支障を及ぼす恐れがないというところで立ち入らない区域っていうところなんですけれども、これについてはどのように担保されるんでしょうか。立ち入らない区域であるということについてです。
0:49:41	御説明いただけますでしょうか。

0:49:53	原燃工でございます。こちらの設備につきましては、こういう一切器が動くような範囲につきましては、設備の外周部にチェーン等で入れないような通常作業時につきましては入らないようなチェーン等で
0:50:10	制限をしてございますので、そういう形で、中に入らないということを担保している設備になってございます。
0:50:17	規制庁小澤です。その点或いは理解しましたそうするとソフト対応で対応するということができるような記載にしてください。申請書上ですね。
0:50:30	原子燃料工業フジワラです。ページは承知しました。もう少し補足して説明しますと、立ち入らないというのはですね、ほとんどせ乾燥設備があつてですね、柱とかはりとかあつて、設備もあつて、基本的には人が入ろうと思うとですね。
0:50:48	たつて設備の下をくぐっていかなければいけないという意味で、立ち入らないというふうに書いてます。その上でさらに、そういうところもあり得ないように、チェーンなり鎖をしておりますので、そういった趣旨をきちっと書きたい示したいと思います。以上です。
0:51:08	規制庁小澤です。ご回答の方針で結構だと思う、思います。
0:51:16	私からは以上です。
0:51:26	はい、原子力規制庁ナガイです。
0:51:29	それでは引き続きまして、
0:51:33	3-20番です。
0:51:37	で、これは、
0:51:43	外部電源。
0:51:46	システムの機能喪失時の
0:51:49	関連で、非常用電源設備の
0:51:55	申請に関連するものを2E4点ですね、お伝えします。
0:52:02	補足資料ですと80。
0:52:06	8、通し番号の
0:52:11	88ページ。
0:52:13	それから以降にですね、の確認です。今回
0:52:19	例えばこの88ページの図になるんですけども、
0:52:26	いわゆる既認可の範囲と今回の申請と次回以降の申請をした識別してくださいということで、これは色別というよりはました。
0:52:37	判別できるように分けるということでたまたま今回いろいろ使っていただいているんですけど、非常に
0:52:45	3次申請のですね、緑色がかつた青と。

0:52:51	っていか水色と言えぱいいんですかね、それから次回更新世のいわゆる青が色が近くてよくわかりません。でいうことで最初にもお伝えしたんですが、できるだけですね、
0:53:10	色で分けるというよりは線の種類であるとかもしくは、もう一つ括る一点鎖線とか2点鎖線でくるとかして範囲を今回と次回とそれから既認可の範囲と
0:53:26	いうのがわかるようにしてくださいという記載の具体でAになりますので、この補足資料今回もいろいろ見ていろいろ工夫苦労されてるなというのはわかるんですけども、これホームページとか、規制庁のホームページに載せるときも、
0:53:44	白黒になってしまいますし、我々のほうでもなかなかいろいろこのあんまり水色と青のように近い色の判別できる部分がありますので、
0:53:59	そういう意味で色別でない方法を工夫してくださいというのが、これが具体例です。
0:54:06	で、それから二つ目なんですけれども、この図の中でしゃ断器発電機側のほうがしゃ断器入ってないんですけども、記載されていないんですが次回以降にはなと思うんですが、
0:54:22	安全機能を有する施設というか非常用電源系統はいわゆる発電機からの負荷までで求められる安全機能について申請予定があるのであれば、むしろあるんだと思うんですけども、
0:54:40	それは
0:54:42	最終の形ということで、常々お伝えしてるんですが、そのかつそれがわかるようにしましてこれは既設の発電設備になってますので、
0:54:57	必要な
0:54:59	設備については、漏れなく記載するようにした上で、次回以降申請ということでわかるように、
0:55:08	記載するようにしてください。
0:55:11	それから三つ目になるんですけども、これも最初にお伝えしたことなんですけども、
0:55:25	今回の回答の中で、
0:55:31	えっとですね。
0:55:33	3の資料のほうの3-20の回答の一番最後ですね。
0:55:39	これは単に言葉だけかもしれませんが、技術基準への適合とか事業許可との整合は、
0:55:47	使用表に記載すると書いてあります。この点について、使用表とか図面には安全機能を有する施設の設計仕様位置構造強度であるとか、機能性の

0:56:02	を記載するようにして、技術基準に適合した設計であること、それから許可と整合していることの説明については、添付の説明書、今の基本方針書も含めますけれども、に整理して、
0:56:18	適合性を説明するようにしてください。
0:56:22	最後に四つ目になりますけれども、非常用電源ケーブルについては、
0:56:29	シヨウですね、使用表また図面に記載した上で許可を踏まえた設計であることを説明してください。
0:56:42	以上 4 点になりますけれども、後日書面でですね、回答するようにしてください。
0:56:50	で、
0:56:51	それからですねちょっと引き続き、あと三つほどお伝えします。
0:56:57	で、3-29 になります。
0:57:05	で、
0:57:06	ここですね、安全機能を有する設備の電気計装盤については、その設備の仕様表に
0:57:17	溢水防護対策として、
0:57:20	設計仕様を記載して許可及び技術基準の適合性を
0:57:26	説明するようにしてください。他の電気設備といいますのは一般用の電気設備ですね、については、3-7 で回答はあるんですけども、
0:57:42	の建物の
0:57:44	溢水防護対策として、火災発生防止の観点からの設計仕様を記載するようにしてください。
0:57:53	それから 3 の
0:57:58	37 になります。
0:58:00	で、こちらがですね、
0:58:05	モニタリングポスト
0:58:07	の設計になりますけれども、
0:58:12	これは使用表のほうにですのでですね、24.2-F2 の設計仕様、
0:58:23	の末尾にですね、次回以降申請予定ということがわかるように明記するようにしてください。従来の括弧書きで書いてあって、欄外に記載があったんですけども、
0:58:38	それを消してしまったので、次回以降の申請であるというのが主要表情見えなくなってしまったので、あそこのがわかるように書いた上で次回以降申請予定の設計取り合いがある。
0:58:53	資料は次回表というイメージですかね、通し番号でいうと、

0:58:59	いや、
0:59:00	ですか。
0:59:07	はい。
0:59:09	通し番号 110 ページに記載する。
0:59:15	次回以降の表に
0:59:17	との関連づけをわかるようにしてください。
0:59:23	はい。原子燃料工業のカナメでございます。ただいまのご指摘ご指摘につきまして、多分、今おっしゃっていただいた通し番号の 110 ページ。
0:59:38	にはちょっとそれから抜けているんですが、こちらはちょっと別な
0:59:44	コメントに対する回答ですので、その非常用電源設備、次回以降、申請する旨、ちょっとこの
0:59:54	補足資料の 3-36 には反映できて、
0:59:57	いないのですが、
1:00:00	資料の通し番号で言いますと 112 ページにつきましては、ご指摘のありました 3-37 の
1:00:09	コメントに対する回答の資料として用意した部分になりますが、こちらのほうには括弧して、ご指摘の通り次回以降、申請する旨、使用表の中に書いてございます。このような形で仕様表に反映させていただくと。
1:00:27	いうことでよろしいでしょうか。
1:00:30	原子力規制庁ナガイです。すいません。わかりました。記載がしてあって、きちんと次回以降のことですね、リンクがとれるようになっていけば、結構ですので、仕様表にどっからどこまでなんて書くと、
1:00:48	ここはあの膨大な量になってしまいますので、今回さっき見たらですね、電源の系統図のほうできちんとその範囲がですね、わかるようになっていけば、
1:01:04	よろしいかと思imasuので、こういう形であれば、我々のほうでも審査して一定範囲とかわかりますので結構かと思imasu。
1:01:15	。
1:01:16	原子燃料工業のカナメでございます。ありがとうございます。承知いたしました。
1:01:23	はい、原子力規制庁永井です。ので
1:01:27	最後にもう 1 点ですね、3-38。
1:01:31	番になります。
1:01:34	こちらのほうはモニタリングポストの一屋外に設置される無線アンテナになりますけれども、

1:01:43	無線アンテナとモニタリングポストそのものも屋外に設置されているんですが、外部衝撃による損傷防止の設計仕様ですね、ここはシヨウ該当するですね。
1:02:00	ものについては使用表に記載して、その適合性を説明するように、にしてください、適用性というのは、技術基準なり許可の基本的設計方針に沿ったものであることということ
1:02:17	説明するようにしてください。
1:02:20	特に竜巻については、屋外設置されていますので、
1:02:28	明確にするようにしてください。
1:02:31	つとですね、その際に、
1:02:36	3-40。
1:02:39	ですね。
1:02:41	回答
1:02:43	があるんですけども、一般産業用、
1:02:48	工業品、
1:02:51	であるとか、
1:02:53	あとは
1:02:58	それを使うというようなことだという説明がどっかにありました申請書に説明ありましたけれども、その場合においてもですね、どれぐらいの荷重っていいですか。
1:03:14	竜巻荷重とすればF1、
1:03:17	設計基準であるF1 に対してどういう状況なのかということ
1:03:24	うん。
1:03:25	説明するようにしてください。基本的にはまずは耐震
1:03:31	重要度分類、これ 2 類になってますが、ボルト等で固定するような設計にしていればそれに対してもう十分裕度を持っているのであれば改めてその配下計算とかしなくてもいいような程度なのか、重量であれば、
1:03:49	そういうことの説明をしていただいても結構かと思いますが、
1:03:56	思いますんで、今言った点ちょっと逆になってしまうんですが 3-38 の回答欄のところの後段またから以降ですね竜巻に対しては質量が小さく建物に損傷を与える飛来物と。
1:04:12	ならないというような記載があるんですけど、そういうことではなくて、この
1:04:20	無線アンテナが竜巻
1:04:22	設計の竜巻荷重F1 に対して十分耐えて安全機能を
1:04:28	維持できるという設計にしているという説明
1:04:33	をしてくださいという趣旨でございます。

1:04:37	よろしいでしょうか。
1:04:48	原子燃料工業でございますので少々お待ちください。
1:05:14	はい。
1:05:19	はい。
1:05:20	原子燃料工業のカナメでございます。ただいまのご指摘につきまして、
1:05:29	についてですが、竜巻によってその自身が
1:05:35	損傷しないと竜巻の荷重に耐えるということにつきましては、核燃料物質を内包する建物に
1:05:49	適用される
1:05:51	要求であるという整理してございまして、このモニタリングポスト
1:05:57	とか東亜無線の
1:05:59	その附属設備である無線アンテナにつきましては、そちらの対象外というところで整理してございましてそのものが
1:06:10	飛来物となって、そういった建物に損傷を与えないというところを確認していると。
1:06:18	いう方針にしております。
1:06:24	はい、原子力規制庁の永井です。今の御説明は、以前にも確認したかと思えますけれども、建物の中に設置されている設備機器については、その竜巻荷重といえればよいのか風荷重、
1:06:41	なりが中に含み込まない設計にしているからそういう設備機器は対象外ですっていうのはわかるんですけども、その建物の外に設置されているものについては、そういう
1:06:57	ことにはなりませんので、外部衝撃による損傷防止はその建物の中と外というよりは安全機能を有する施設が想定される自然事象、
1:07:12	により安全性を損なわれる恐れがある場合は防護措置とか、基礎地盤の改良その他適切な措置を講じたものでなければ、
1:07:23	ならないということで、
1:07:26	要求事項になっているので、その旨の
1:07:32	設計であることを説明してくださいということで連絡をしているものでございます。
1:07:40	よろしいでしょうか。
1:07:46	原子燃料工業でございますので少々お待ちください。
1:08:42	原子燃料工業フジワラでございます。
1:08:46	先ほどの件なんですけど確か去年の8月にですね面談した際に、オザワさんのほうからですね、ご回答いただいたと思うんですが、

1:08:59	ほかにも記載しております通りあくまでもウランを内包している施設に対して外力に対してその防護すると。
1:09:11	当然ながらモニタリングポストのようなものとかですね。まあそういったものを外に設置しているものもいろいろございますが、そういったものにまで竜巻の防護なり外力、
1:09:25	御不要だというようなお話。
1:09:29	だったと記憶しているんですけど。
1:09:33	ちょっと我々の認識の方を
1:09:37	違っているのでしょうか。原子力規制庁ナガイです。すいませんちょっと割り込みなっちゃうかもしれないですけどその一昨年の、具体的にそういう話があったっていうのは、どの設備を申請した。
1:09:52	時にそれ話があったんでしょうか建物の中については、建物で防護されているのであれば、当然、竜巻の荷重を想定した設計はする必要はないというのはわかるんですけど、外に設置されているものを今1次、2次、3次で
1:10:10	何か具体的にそういう説明をしたというのであれば、ちょっとどの設備を対象に議論したのかと説明していただけますでしょうか。
1:10:23	原子燃料工業フジワラです。まず第1加工棟のですね施設の防護壁っていうのがございまして、その防護域並びにですね、我々当時まだ申請をしてなかったんですが、ページとして発電機ポンプ等々、
1:10:43	ウランを持っていないとdBを入れている施設、建物ですね。
1:10:48	これらについてですね、そういうまして、竜巻対策が必要か評価が必要かというようなご確認をさせていただいた際にですね、経つ第1加工棟の防護用機器についてはですね、これは第1加工棟、
1:11:08	御説明守るために設置しているものだということでこちらについては、また竜巻にかかわらず、外部火災等のですね外力に対して評価をしているというところでございますが、
1:11:22	発電機ポンプ棟とDG建屋のようなものはもともとウランを内包しておりませんので、これらについてはいらないと、そのレート面談時では、確か時であと幾つか
1:11:38	ちょっとここにもございせんがモニタリングポストのようなものも例示に挙げていただいたと思うんですが、
1:11:48	以上です。
1:11:50	はい、原子力規制庁ナガイです。おっしゃる通り最終的には、核燃料物質っていうかウランをどういうふうに外部荷重から守るかということになると思うんですけど、あの設計荷重としては二段階あって、
1:12:07	いわゆる設計基準の竜巻はF1、49m/秒の

1:12:18	過重になりますので、それに対して防護引きとかF3 年まで求めるかどうかというところの議論になると、F3 のほうは、もうあの設計基準を超えてさらなる裕度の確認なので、損傷、
1:12:37	してもいいと言い過ぎなんですけど、
1:12:41	損傷した場合にどれぐらい、周辺監視区域の外に影響があるかという評価に基づいて説明になるので、対象になる場合ならない場合っていうのはあると思いますけど。
1:12:56	あの設計基準の荷重については、基本的には直接、その荷重を受けるのであれば、それに対して耐える設計にしているということを計算等で示していただくんですがこの場合は今基本。
1:13:14	耐震についても基本方針書になってますしまして耐震 2 類で設計していれば、十分それに対して耐える設計になってますということで計算するまでもないんであれば、そういう説明をしてくださいということでお伝えしたんですが、
1:13:36	みなさんの考え方とちょっと違うのかもしれませんが。
1:13:41	そういうふうを考えてますんで、もし許可の段階で何かそう。
1:13:47	もうこういう設計基準に対しても、この屋外設置についても、DG 建屋もそれから
1:13:57	こういう屋外の設置物も考慮なくていいというような
1:14:03	許可をしているのであればその旨、別途説明していただければと思います。
1:14:12	原燃工でございます。少々お待ちいただけますでしょうか。
1:15:02	すみません、原子燃料工業フジワラでございます。
1:15:07	先ほどの点なんですけども、長さをそれぞれF1F3 の設計基準と設計基準じゃない。超えた部分ですねっていう竜巻についてはそういう部分があるんですけど、外部火災についてはですね、基本的に設計基準の範囲ということで、
1:15:24	こちらについてもですね第三次の設工認に対しては、当時、一緒に議論がしてて、
1:15:33	結局、当時は何ですか。
1:15:36	あの防護壁についてはしなくちゃいけないということで、すべてしているところでございます。
1:15:42	モニタリングポストのようなものに対してですね、竜巻で例えばか単なる風荷重であれば別ですけど、その飛来物に対してやるとなればまたその周りに
1:15:54	防護壁というような、まあそういうこともございますので、当時そういうものを含めてですね。一類でないような設備に対してどこまでするかというような議論はさせていただいたと思うんですけど、もう少しちょっと確認をもう一度させていただきますが、

1:16:09	今我々の考えはそういったところでございます。以上です。
1:16:26	はい、原子力規制庁ナガイです。これは非常にあの荷重の考え方とそれから防護対策にていろんな観点で考える必要があるので一度整理してですね、特にF1、いわゆる設計基準に対して、
1:16:44	どういうそのまま竜巻で風荷重なりま飛来物なりが想定されているのかどうかそれに対して、ネットであるとか、どういうふうな防護対策をもともと考えられているものを一度整理して、
1:17:03	御説明いただければと思います。
1:17:07	よろしいでしょうか。
1:17:10	
1:17:11	承知しました。
1:17:15	規制庁オザワです。許可の記載を今一度見ていただいて、許可の記載を踏まえたものであるのであれば、その説明をしていただきたいなど、技術基準に対して、あと許可、許可時の
1:17:35	当規則解釈であったり、技術基準に対して、それで説明がつくのかどうかという観点で説明してください。
1:17:43	あの設計基準の事象に対して壊れてもいいというような我々のなんつか技術基準なり規則解釈になっているのかどうかというところをきちんと解釈した上で説明するようにしてください。お願いします。
1:18:03	原子燃料工業フジワラです。承知いたしました。
1:18:09	はい。原子力規制庁ナガイです。個別の案件で本日確認したい点は以上になりますが、なりますので、ここまでのところで、全体通して何かの個別の案件として、
1:18:25	何かあれば、
1:18:28	確認していただけますでしょうか。
1:18:35	原子燃料工業の井上でございます。
1:18:38	3-20 でいただいたコメントの一つなんですけれど、技術基準の適合許可との整合について添付説明書に整理して記載することの方なんですけど。
1:18:52	非常用発電設備については、5次で申請を予定しております。ですので、5次でのこういうことをするようにというコメントでございましょうか。
1:19:03	はい、原子力規制庁ナガイです。まさにその通りでちょっと幾つか DG の観点に対しては、要求事項が幾つかあるんですけれども、先ほど
1:19:20	電源の系統図通し番号 3、補足資料の 88 ページ、補足資料 3-20 で、例えば今の私のほうで先に確認してしまいますけれども、

1:19:36	DG とそれからこの出力ですね、それはそれと各その非常用の負荷の応用電源の容量ですね。なんキロワットというのは、書いてあるんですけども、これが、
1:19:52	本当にその全体を通して、
1:19:58	負荷に対して発電機がきちんと対応できるような設計になっているかということです。なので、今回の回答の中で、十分ではないですけど、
1:20:12	それで、
1:20:14	発電機の容量はきちんと上回っているということで許可にもありますけれども、そういうことは書いてあるんで、そういう説明については、添付の中で説明するということで、
1:20:29	個々の設備の設計仕様、いわゆる
1:20:33	出力であるとか電圧であるとかそういうものは、
1:20:41	この認可を受けるここの図面の中に書いた上で、
1:20:46	それがなぜそれでいいのかっていう説明は添付のほうでしてくださいということ。
1:20:53	です。
1:20:54	ちょっと具体的な事例になってるのかわかりませんがそうすると、どっか本日の中でも、この 88 ページを引用してたかどうかというのがありますが。
1:21:04	ここの今kVAで書いてあるんですけど、88 ページの発電機の出力ですね、ここが何Vの送電してて、どれぐらいの、どういうケーブルを使わなきゃいけないかっていうのは、
1:21:21	それによって電圧によっても変わってきますし、そういう必要なものは設計仕様はあの仕様表なりでこういう図面の中に書き込んで、それが許可なり技術基準に適合しているという説明を
1:21:37	添付のほうで、
1:21:40	記載するという仕分けにさせていただけると、認可を受ける事項とその適合説明が
1:21:50	非常にはよくわかるというかそういうふうに申請してくださいっていうのが規則で記載されてますので、それに従って、
1:22:03	申請してくださいということです。
1:22:09	原子燃料工業の井上でございます。承知しました5次の方の申請者、そういうことを説明を漏れなく盛り込むようにいたします。
1:22:18	はい、原子力規制庁ナガイです。それで、大事な点は、その5次に書くので説明するのは認可を受けるのはいいんですが、最終の状態を踏まえて今回、この図をつけたときに、

1:22:35	最終の状態で付け加えていくのではなくて、もう既設の設備でわかっているので、そこは今回変えておくということです。ただその発電機であるとかどこまでのこのケーブルがどういう仕様になってるのかわかりませんが、
1:22:52	次回以降も向けの認定手続きをするのは次回であっても、どういう電源系となってどういうようかっていうのは、今回、書いといていただいて、ただ認可を受ける範囲は、こっからここまでですってということがわかるようにしてくださいということです。
1:23:11	全部次回説明する方ということではありませんので、その時価受けるから中の機器がですね、また遮断機であるとか、追加してこの図がどンドンどンドンリバイスしないように最終の形をまず示した上で、
1:23:27	今回の認可を受ける範囲を明確にしてくださいということです。
1:23:36	原子燃料工業の井上でございます。承知いたしました。4次でもええ、記載するようにいたします。
1:23:44	原子力規制庁の永井です。すいませんあと検査関係で二つありましたので、2点ですね、ちょっと追加させていただきます。
1:24:22	専門検査部門の清水です。
1:24:28	いただいているコメント対応整理表に12月24日に私の方から2点というか3点というか発言したものがあんですけども、これに、
1:24:43	記載いただいてないのかなと思ったんですが、
1:24:46	その点でもう一度ちょっと申し上げたいと思っております。
1:24:51	補正申請書ですね、299ページ。
1:24:58	第2、ハー2表、建物、
1:25:02	構築物に係る試験検査の項目及び検査の方法ということで、10ページほどあるんですけども。
1:25:11	判定基準のところでは2ヶ所ほどですね、
1:25:16	明確にして欲しいということをお願いしたものがあります。
1:25:23	299ページであれば、30、
1:25:32	検査1-5。
1:25:35	右側の材料について、ちょっと繰り返しになって申し訳ないんですけども。
1:25:40	西側の外壁は幾らその他は何が幾ら以上であることっていう表現が二通りあるんですけども、趣旨としてはどちらも何々以上ってことだと思っているので、
1:25:54	表現の見直しをお願いしたいということでした。
1:25:59	それから同じ表という閣議305ページの検査7-1。
1:26:06	防火シャッターについての
1:26:09	判定基準ですが、施行令、消防法建築基準法施行令の

1:26:18	第何条に係る特定防火設備であることって書いてあるんですけども、この中でどういうものかわかるように、具体的に書いていただきたいと。
1:26:34	それから、311 ページ。
1:26:38	になりますけれども、
1:26:41	これは次の表ですね第 1-3 の表、
1:26:47	被害地震に関する
1:26:51	作動のところですけど、接地抵抗が規格に適合してることっていうその規格というのがどういう判定基準なのか、ここでわかるように明確に書いていただきたいと。
1:27:04	いうことでございます。
1:27:06	表に関しては以上ですがあともう一つですね本日具体的にどれっていうことではないんですけども。
1:27:16	別の話で、ガイドとかストッパーとか数多く御社の申請に上がってくるんですけど。
1:27:27	何々 cm 以下であることという、いわゆる記載のところが幾つかあって、それだと判定する時にですね。
1:27:37	例えばセンチでもいいのかとかですね、いうふうにその判定する際に不明確にならないことがあるので、書き方を工夫していただきたいというお願いをさせました。
1:27:51	繰り返しになりましたけれども、以上でございます。
1:27:57	いえ。
1:28:01	はい。
1:28:03	原子燃料工業フジワラです。すみません
1:28:08	決して資料の回答に入れてないとか聞き逃してるわけではなくて一応申請書案にはきちっとですねもう織り込んでおりますが、いただいたコメントのほうはもともといただいたコメント文書でいただいたものだけを整理をしておりましたので、
1:28:26	補正の際にはきちっとそれとこの資料に盛り込みたいと思います。
1:28:33	すみません、専門検査部門シミズです。はい、承知いたしましたこのちょっと表の取り扱いがわかってなくて申し訳ございません。失礼いたしました。
1:28:46	原子力規制庁ナガイです。本日の面談は面談録はこの
1:28:53	音声のテープ起こしが正式になりますので、本日の回答は次回以降の面談もしくは補正時に該当するようにしてください。
1:29:12	原子燃料工業フジワラでございます承知いたしました。

1:29:16	個別の事実確認は以上になりますけれども、最後にですね全体を通して、もう一度確認をしておきたいんですけども、この設工認と今回設工認はですね。
1:29:31	品質保証体制といいますか品質管理に基づいて設計であるとか、工事の計画が立てられているものになってますので、現状を確認していくと、まだまだ
1:29:47	記載の足りないところであるとかたくさんあるんですけども、今フジワラさんの方からも補正に向けて準備されていると思いますが、最初にお伝えした点もう一度、
1:30:02	お伝えしますので、お伝えしますんで。
1:30:13	これ、
1:30:13	これは2-8のですね、回答にもちょっと関連してくるんですけど。
1:30:20	今ずっとやりとりでDGの電源系統もやりとりしてましたが、他の設備と設計上の取り合いのある設備については非常用発電設備に限らず、申請に係るすべての
1:30:36	建物構築物、設備機器を対象に不整合が生じていないことを、この品質保証体制に基づいて、確認するようにしてください。
1:30:48	この再確認した範囲であるとか、その確認の結果、先ほども次回表とか今回刈り取り表といいますけど、第2加工棟で適合性を確認すると言っていた。
1:31:05	取り合いですね、に関する記載不足や不整合が生じている箇所はないか、全体ですね、とおして再確認をしてここに該当していただきたいと言うよりは、
1:31:20	補正の段階で補正した箇所のとおり、どの程度皆さん自身で再確認して補正に反映したかという点をですね、該当するようにしてください。
1:31:37	でも繰り返しになるんではあまりいせんけどその際には、図から求められる安全機能に応じて位置とか構造とか強度は材料寸法ですね、それから、次回更申請になるかもしれないけど、機能とか性能
1:31:54	が漏れなく記載されていることを確認して補正なり、今後の申請に反映するようにしてください。
1:32:05	今の点ですね設工認の申請の取りまとめといいますか、品質管理上の責任者の方からちょっと対応方針について一言御説明というか、今後の資料説明していただけますでしょうか。
1:32:26	はい。原子燃料工業の菊地といいます。この度複数の中でも御指摘をもたらすことになり大変申し訳ございませんでした。
1:32:38	我々としても
1:32:41	チェックとかレビューの方は力をかなり入れておる状態ではございますが、まだ記載漏れなどが記載漏れ或いは取り合い点に関する不整合などが生じていると。
1:32:55	いう御指摘というふうに理解いたしました。

1:32:59	まず
1:33:01	今回この全般というところに書いてますかこの辺りですね。そういったところの考え方がまだ我々の中で十分浸透
1:33:12	浸透というか徹底できていないというふうに
1:33:15	ところが原因かと思えますので、まずこういった四角でいただいたような視点、観点ですね、ここをしっかりと整理した上で、そういったものが確実に記載されているということを確認すると言ったところ明確化した上で
1:33:32	申請のほうをさせていただきたいというふうに関し、考えております。以上でございます。
1:33:39	はい、原子力規制庁ナガイです。私のほうで最初、冒頭に御説明した。あの全般ですね、観点については、今説明があった内容でよく確認した上で対応するようにしてください。
1:33:56	本日の面談以上になりますけれども、
1:34:00	全体通して何かなければ終わりにしたいと思いますけどよろしいでしょうか。
1:34:10	はい。ええと原子燃料工業フジワラです。特にもうすでに確認させていただきましたので改めて確認させていただくことはございませんので、はい、ありがとうございました。はい、それでは本日の面談は以上になります。お疲れ様でした。
1:34:29	はい。